

仕様書

1 件名 使用済小型電子機器等の売却に係る単価契約

2 目的

本市で回収した使用済小型電子機器等を、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）に基づき再資源化することを目的とする。

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

本市は、小型家電リサイクル法に基づいて回収した使用済小型電子機器等を受注者に引き渡し、受注者はこれを引き取り、同法に基づき再資源化するものとする。

5 引渡対象品目

小型家電リサイクル法の対象となる品目として同法施行令で指定された品目のうち、本市で設置する回収ボックスの投入口（縦15cm×横30cm×奥行30cm）に入る使用済小型電子機器等とする。

なお、本市では、回収後の品目ごとの分別は行わない。

6 引渡場所

秋田市環境部総合環境センター

（秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1）

7 引渡方法

受注者の用意する車両および資材等を用いて、本市職員立会いのもとで行う。

8 引渡しに係る費用

引渡場所の運営費用は本市の負担とし、運搬費用その他の引渡場所の運営費用以外に要する費用は、受注者の負担とする。

9 引渡頻度

契約期間内に8回とし、日時については、双方協議の上、決定する。ただし、引渡場所に保管される使用済小型電子機器等が所定量を超える場合

には、受注者は随時引渡しを受けるものとする。

10 契約方法

売買契約とする。(1kg当たりの単価契約)

11 引渡数量

令和8年3月1日から令和9年2月28日までに本市で回収した使用済小型電子機器等を引き渡す。予定引渡数量は、28トンとする。ただし、この重量は、本契約における引渡数量を保証するものではない。そのため、予定引渡数量の増減を理由に単価契約額を減額することはできない。

なお、令和7年3月1日から同年9月30日までの回収総量およびパーソナルコンピューターと携帯電話の回収量・数量は、別紙のとおりである。

12 計量

引渡金額の算出基礎となる重量は、受注者が計量した数値によるものとする。なお、重量は、単位をキログラムとし、小数点第1位(小数点第2位は四捨五入するものとする。)まで計算すること。

13 契約金額の支払

受注者は、引取り後、契約単価に引き渡した使用済小型電子機器等の重量を乗じて得た額の合計(金額の単位は1円とし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。)を売買代金として、本市の発行する納入通知書に記した納入期限内に納付すること。

14 実績報告

(1) 受注者は、次に掲げる事項を、引渡しを受けた日の属する月の翌月の15日までに様式第1号により本市に報告するものとする。ただし、令和9年3月中に引渡しを受けたものについては、同年3月31日までに報告するものとする。

ア 契約期間内に引渡しを受けた月ごとの重量

イ 契約期間内に引渡しを受けたパーソナルコンピューターおよび携帯電話の重量および数量

(2) 受注者は、引渡しを受けた使用済小型電子機器等の再資源化により得られた資源の種類ごとの重量を令和9年6月30日までに様式第2号により本市に報告するものとする。

15 遵守事項

受注者は、契約の履行に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用済小型電子機器等の再資源化の過程で発生した残渣は、関係法令を遵守し、受注者の責任において適正に処理すること。
- (2) 本市の所有する施設等に損害を与えないよう注意すること。作業中に施設を損傷した場合は、受注者の責任において原状復旧等を行うこと。
- (3) 受注者は、業務上知り得た情報を、みだりに他人に漏らさないこと。

16 個人情報の保護

受注者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報の保護に関し、別記「個人情報取扱特記事項」および個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等に定める事項を遵守すること。

17 報告事項

受注者は、契約締結後、速やかに次の書類を提出すること。

- (1) 小型家電リサイクル法第10条第3項の認定を受けた際の認定証の写し
- (2) 使用済小型電子機器等の引取りから再資源化が終了するまでの一連の行程を明らかにした事業計画書（様式は任意）

18 その他

この仕様書に規定されていない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて本市と協議して定めるものとする。

別 紙

使用済小型電子機器等の回収実績

1 回収期間 令和7年3月1日から同年9月30日まで

2 回収総量 約23,052.0kg

3 品目別回収量および数量

(1) パーソナルコンピューター

ア 回収量 約2,685kg

イ 数量 1,166台

(2) 携帯電話

ア 回収量 約633kg

イ 数量 4,428個

使用済小型電子機器等の引取重量等報告書

(宛先) 秋田市長

住 所

会社名

氏 名 (代表者)

このことについて、下記のとおり報告します。

記

- 1 引取年月日 _____

- 2 引取りした使用済小型電子機器等の重量
引 取 重 量 _____ k g
(小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位まで記載)

- 3 引取りしたパーソナルコンピューターの重量および数量
引 取 重 量 _____ k g
(小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位まで記載)
引 取 数 量 _____ 個

- 4 引取りした携帯電話の重量および数量
引 取 重 量 _____ k g
(小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位まで記載)
引 取 数 量 _____ 個

使用済小型電子機器等の再資源化の状況等報告書

(宛先) 秋田市長

住 所

会社名

氏 名 (代表者)

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 金属の再資源化重量

(1) 鉄 _____ k g

(2) アルミニウム _____ k g

(3) 銅 _____ k g

(4) 金 _____ k g

(5) 銀 _____ k g

(6) パラジウム _____ k g

2 プラスチックの再資源化重量 _____ k g